

<申請時チェックリスト>

	項 目	チェック欄
1	建築確認済証の写し及び建築確認申請書（第1面～第5面）又は審査済の 浄化槽設置届出書 （表裏）の写し	
2	建築確認による場合、 浄化槽調書 の写し	
3	浄化槽構造詳細図並びに各室の容量及び汚水量等計算書（国土交通省型式認定浄化槽は、 型式適合認定書 及び 仕様書 、 図面 ）	
4	設置場所の 案内図 （住宅地図等の写し）、申請する年の1月1日以降に土地の分筆があった場合、公図・土地整理図等の写し	
5	放流先を明記した 配置・配管予定図 及び 建物平面図	
6	工事請負契約書 又は工事の請負契約を証する書類の写し（収入印紙に押印済のもの）	
7	合併処理浄化槽設置工事の 見積書 又は設置工事費用の見積額を証する書類の写し	
8	設置方法の区分を撤去とする場合、撤去する単独処理浄化槽の撤去処分工事費の 見積書 又は見積額を証する書類の写し	
9	登録証 の写し及び 登録浄化槽管理票【C票】 （10人槽以下の場合）	
10	浄化槽設備士免状 の写し（昭和62年度以前の有資格者は、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写しも必要）	
11	浄化槽工事業登録 の写し又は 特例浄化槽工事業者届出書 の写し	
12	変更等事由書 （浄化槽調書又は浄化槽設置届出書の内容が実際の工事と異なる場合のみ）	
13	浄化槽維持管理誓約書	
14	豊田市に納税義務のある者に限り市税の 完納証明書	
15	設置方法の区分を転換又は撤去とする場合、廃止する 単独処理浄化槽 又は 汲取り便所（便槽） の 写真	
16	不動産売買契約書 の写し（建築確認を受けた者から専用住宅を購入した者が合併処理浄化槽を設置する場合）	
17	その他市長が必要とする書類	

工事請負契約書

第1条 発注者 _____ (以下「甲」という。)及び浄化槽工事業者 _____ (以下「乙」という。)は、豊田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金(以下「事業補助金」という。)の交付を受けて甲が行う合併処理浄化槽の設置工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

- (1) 工事の場所 豊田市 _____
- (2) 工事の期間 事業補助金の交付決定日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
- (3) 設置する浄化槽 _____

豊田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第2条第2号に該当する補助対象合併処理浄化槽

(4) 工事の請負代金及び支払方法

- ① 金額 _____ 円 [うち消費税相当額 _____ 円]
- ② 支払方法 1 現金 2 振込み 3 その他 (_____)

第3条 乙はこの契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引き渡しと引き換えにその請負代金全額の支払いを完了する。

第4条 乙は、この契約に係る工事を、浄化槽法第29条第3項に従い浄化槽設備士 _____ に実地に監督させ、又は浄化槽設備士の資格を有する乙が自ら実地に監督しなければならない。

第5条 甲及び乙は、この契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第7条 乙は、浄化槽法第4条第5項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び豊田市が定める工事の基準に従って工事を行わなければならない。

第8条 甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 本条による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。

第9条 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

第10条 工事の完成引き渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第11条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第12条 乙は、豊田市が定める豊田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

第13条 甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

2 甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補

を請求し、または修補に代わる損害賠償を請求することができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第14条 瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引き渡し後5年以内に行わなければならない。

第15条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告その他何等の手續を要せずこの契約を解除することができる。

(1) 浄化槽の設置等の届出その他の必要な手續が受理されず、又は認められないとき。

(2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2 前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第16条 甲は乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2 甲は乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第17条 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何等の手續を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 第8条に基づき、工事が一時中止され、又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。

(2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき、又は請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

第18条 乙の責に帰すべき事由により、標記引渡期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日）までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は遅滞日数1日につき請負代金総額の _____ 分の _____ の違約金を請求することができる。

2 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、甲は当該金員につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで日歩銭の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第19条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めることとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲 発注者 住所

氏名

Ⓜ

乙 浄化槽工事業者 住所
(請負者)

氏名

Ⓜ

(浄化槽工事登録番号又は届出番号： _____)

合併処理浄化槽設置工事見積書

(補助金交付申請用設置工事の見積書)

年 月 日

様

浄化槽工事業者

印

(単位：円)

合併処理浄化槽設置工事費	
浄化槽本体の品名・型式名 及び認定番号	
① 本体価格 (ブロワ・付属品含む)	
② 据付(埋設)工事費	
③ 電気工事費	
④ 試運転調整費	
小計	
取引に係る消費税 及び地方消費税の額	
合計	

(備考)

- ②は、土工事・基礎工事・埋め戻し・上部スラブコンクリート工事の費用を対象とし、その他の屋内・屋外配管工事は含まれていません。
- ③は、ブロワ据付費も含みます。
- 補助金申請関係の費用等、雑費諸経費は別途必要となります。

変更等事由書

今回補助金の交付を申請した合併処理浄化槽設置工事の内容と既に提出した浄化槽調書（浄化槽設置届出書）等の記載内容が、下記のとおり変更となりました。

記

変更内容等

内容（区分）等	変更前	変更後
1 浄化槽の名称		
2 浄化槽工事業者		
3 浄化槽設備士関係		
4 その他		

浄化槽維持管理誓約書

年 月 日

豊田市長様

申請者 住所

氏名 ⑩

豊田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付申請にあたり、事業完了後は下記のとおり浄化槽法にて定められた維持管理を定期的を実施することを誓約します。

記

1 法定検査（法7条及び11条）

浄化槽の保守点検・清掃が適切に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか、放流水の水質が基準を満たしているかなどを確認するための検査で、以下の2種類があります。法定検査は、愛知県が指定した一般社団法人愛知県浄化槽協会に依頼し、実施します。

- 「設置後の水質検査（7条検査）」： 浄化槽を使い始めて3月を経過した日から5月以内に受ける検査。（設置後1回のみ）
- 「定期検査（11条検査）」： 毎年1回の定期的な検査。

2 保守点検（法10条）

浄化槽の点検や付帯設備の調整、修理のほか消毒剤の補充等、浄化槽を正常に機能させるための作業です。

浄化槽の種類ごとに定められた回数の保守点検（一般住宅では年3回以上）が必要です。

本市の登録を受けた保守点検業者に依頼し、実施します。

3 清掃（法10条）

浄化槽内にたまった汚泥、異物等の引き抜きや機器類の清掃を行う作業です。年1回以上行う必要があります。

清掃は、本市の許可を受けた浄化槽清掃業者に依頼し、実施します。

4 記録簿の保管

法定検査、保守点検及び清掃の記録は、3年間保管します。

単独処理浄化槽の撤去処分工事見積書
(撤去の場合)

年 月 日

様

浄化槽工事業者

印

	工事費用 (単位:円)	適用
1 撤去する単独処理 浄化槽の清掃費用		清掃業者: 清掃量: m ³
2 撤去する単独処理 浄化槽の撤去作業費用		* 既設管との切断工事費用や掘り 出し部の埋戻し作業費用等を含 む。
3 撤去する単独処理 浄化槽の処分費用		
小 計		
取引に係る消費税 及び地方消費税の額		
合 計		

(備考)

- 1 上記項目以外にかかる諸費、雑費及び補助金申請手数料等は、一切含まれて
いません。
- 2 設置する合併処理浄化槽を撤去する単独処理浄化槽と同一箇所に埋設する
場合は、掘り出し部の埋め戻し作業費用は、計上していません。